

鳥取縣公報

規則

附則

昭和二十五年九月十四日

木曜日

本書ノ大キサハ規格A五判

◇鳥取縣規則第七十一号

牛の流行性感冒予防規則を次のように定める。

昭和二十五年九月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

牛の流行性感冒予防規則

第一條 家畜傳染病予防法第十六條第一項の規定により
知事が指定する地域から牛及び牛の流行性感冒の病毒

の傳播の虞ある物品の出入を禁止する。

第二條 家畜傳染病予防法第十八條の規定により前條の
知事が指定する地域から牛を集合せしめる施設を停止
する。

第三條 第一條の規定による地域の指定は告示をもつて
する。

◇鳥取縣告示第四百七十二号

牛の流行性感冒予防規則（昭和二十五年九月鳥取縣規則
第七十一号）第一條の規定による出入を禁止する地域を
次のように指定した。

昭和二十五年九月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

出入禁止地域

東伯郡 社村、灘手村、上北條村、中北條村、大誠村、

由良町、上井町、倉吉町、西郷村、北谷村、
高城村、小鹿村、小鴨村、舍人村、三徳村、
下北條村